

令和 7 年 6 月 20 日

産業建設常任委員会会議録

塩 竈 市 議 会 事 務 局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

令和7年6月20日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

土 見 大 介 委 員 長

志 賀 勝 副委員長

小 野 幸 男 委 員

伊 勢 由 典 委 員

志子田 吉 晃 委 員

伊 藤 博 章 委 員

出席議長団（2名）

鎌 田 礼 二 議 長

西 村 勝 男 副 議 長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市 長 佐 藤 光 樹

技 監 鈴 木 昌 寿

上 下 水 道 部 長 鈴 木 良 夫

産 業 建 設 部
水 産 振 興 課 長 平 塚 博 之

産 業 建 設 部
商 工 観 光 課 長 横 田 陽 子

上 下 水 道 部
上 水 道 課 長 熊 谷 孝 行

産 業 建 設 部
水 産 振 興 課
水 産 総 務 係 長 三 浦 賢

副 市 長 千 葉 幸 太 郎

産 業 建 設 部 長 草 野 弘 一

産 業 建 設 部 次 長
兼 ま ち づ く り ・
建 築 課 長 星 潤 一

産 業 建 設 部
土 木 課 長 鈴 木 英 仁

上 下 水 道 部
次 長 兼 業 務 課 長 並 木 新 司

上 下 水 道 部
下 水 道 課 長 佐 藤 寛 之

事務局出席職員氏名

事務局 長	鈴木 忠 一	事務局 次 長 兼 議事調査係長	石 垣 聡
議事調査係 主査	工 藤 聡 美	議事調査係 主査	星 井 絵 名

会議に付した事件

議案第 4 2 号 令和 7 年度塩竈市一般会計補正予算

午前10時00分 開会

○土見委員長 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の会議におきましては、感染症予防の観点から、発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。

また、委員会室の扉を開放するなど、感染症対策を行いますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日の審査の議題は、議案第42号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」の1件であります。

これより議事に入ります。

議案第42号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会でご審査をお願いいたします案件は、令和7年度塩竈市一般会計補正予算の1案件でございます。補正予算の詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○土見委員長 ありがとうございます。

では、続いて担当課より。平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 それでは、私から、議案第42号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、水産振興課所管について、ご説明させていただきます。

まず、資料No.8、令和7年第2回市議会定例会議案資料によってご説明させていただきます。42ページをお開きいただきます。

漁港改良事業といたしまして、1の概要でございます。

東日本大震災におきまして被害を受けた寒風沢漁港の防潮堤が、災害復旧工事におきまして整備したものの、震災前より高くなったことにより、非常時などに防潮堤を乗り越えられる避難階段を設置するものでございます。

次に、2の事業概要といたしまして、漁港改良工事として、寒風沢漁港防潮堤避難階段設置工事一式でございます。

3の事業費及び財源内訳でございますが、事業費として423万3,000円のうち、財源内訳は、

宮城県市町村振興総合補助金として266万6,000円、地方債一般単独事業債として110万円、残りの46万7,000円が、一般財源ということになります。

4、今後の予定でございますが、今定例会でお認めいただき次第、7月には入札、契約手続を行い、その後、工事に着手した後、8月には工事完了と考えてございます。

なお、5には、位置図を記載しておりますので、後ほどご確認くださいと思います。

次に、同事業に係る予算について、ご説明いたします。

資料No.7、令和7年度塩竈市一般会計補正予算説明書でご説明いたしますので、初めに歳出からご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧くださいと思います。

第6款農林水産業費第2項水産業費第4目漁港管理費第14節工事請負費に、事業内訳記載にある漁港改良事業として423万3,000円を計上しております。

次に、同事業に係る歳入予算について、ご説明いたします。

同じ資料の6、7ページをご覧くださいと思います。

第16款県支出金第2項県補助金第1目総務費県補助金第1節総務管理費補助金の説明記載にある市町村振興総合補助金として266万6,000円、第22款市債第1項市債第4目農林水産業債第1節水産業債の説明欄にある漁港改修事業として110万円を計上しております。

水産振興課からの説明は、以上となりますので、ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 それでは、令和7年度塩竈市一般会計補正予算につきまして、商工観光課からご説明させていただきます。

議案第42号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、商工観光課に係る予算について、資料No.8、議案資料の43ページをご覧ください。

旅客ターミナル施設屋上デッキ防水改修工事について、ご説明いたします。

1、背景、目的ですが、塩釜港旅客ターミナル施設は、開業から29年が経過し、老朽化が進行していることから、本年3月に施設の長寿命化計画を策定し、計画的に修繕を行うこととしております。現在、建物西側の複数箇所から雨漏りが発生しているため、本計画に基づき、屋上部分の防水工事を行おうとするものです。

2、工事内容です。

本工事は、塗膜防水工事に加え、ゴムマットの敷設を行おうとするものです。塗膜防水工事

は、学校などで使用、実施される一般的な防水工事であり、効果が高いものですが、屋上を想定した施工でありますので、今後、日頃の人の通行ですとか、イベント等による利用を想定し、ゴムマットの敷設により、表面を保護し、利用者の安全確保を図るものです。

その他として、防水工事の施行に伴い、不要となります花壇ですとか、工作物の撤去を行います。

3、事業費及び財源内訳ですが、事業費として9,647万4,000円、財源は、地方債として公共施設等適正管理推進事業債、一般単独事業債、その他として公共施設等総合管理基金繰入金となります。

4、施工範囲ですが、図に記載のとおり、施設3階となりますデッキ部分で網かけした場所、924.4平方メートルとなります。

5、今後の予定です。

今定例会でお認めいただき次第、契約手続に入り、10月の工事着手、年度内の工事完了を予定しております。

次に、同事業に係る予算について、ご説明いたします。

資料No.7、塩竈市一般会計補正予算説明書でご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、12、13ページをご覧ください。

第8款土木費第3項港湾費第1目港湾管理費第14節工事請負費として、事業内訳に記載しております旅客ターミナル施設改修事業に9,647万4,000円を計上しております。

当事業に係る歳入予算について、ご説明いたします。

同じ資料の6、7ページをご覧ください。

第19款繰入金第1項基金繰入金第8目公共施設等総合管理基金繰入金第1節公共施設等総合管理基金繰入金として1,657万2,000円のうち、1,527万4,000円を、また、第22款市債第1項市債第5目土木債第3節港湾債として8,120万円を計上しております。

次に、地方債補正について、ご説明いたします。

資料No.6、塩竈市一般会計補正予算8ページをお開きください。

第3表地方債補正に、変更として限度額3,590万円に8,120万円を追加し、1億1,710万円となります。

商工観光課からの説明は、以上となります。ご審査のほど、よろしくお願いします。

○土見委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。志賀委員。

○志賀委員 おはようございます。

私からは、マリゲート塩釜の雨漏り改修工事の件で、質疑を何点かさせていただきます。

まず、先ほどのご説明で、複数箇所というお話があったんですけども、実害として今、出ている箇所というのは、特定できているのでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 マリゲート塩釜の2階にありますレストランの屋根裏といいますか、天井の裏の辺りから何度か発生しておりまして、そちらにつきましては、応急処置で対応しているという状況になります。

また、同じく1階のキッズコーナーの辺りからも、ちょっと原因の特定が難しい雨漏りが発生しているというようなこともございまして、やはり抜本的なというか、ちょっと大規模な防水対策が必要であると考えております。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

そうすると、今回の3階の屋上部分の改修工事をやっても具体的なその原因が、まだ特定できていないということで、まず、その原因を一つ潰すというところの工事という受け止めで間違いないでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 原因につきましては、こちらの複数の事業者の建設関係の方々に見ていただきまして、正直なところ、なかなか特定が難しかったところなんですけど、ここではないかという部分が、ちょっと最近明らかになってきましたので、それに対する対応ということで、今回の工事を実施したいと考えております。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

一応ちょっと私も何回か確認をしに行ったところではあるんですが、もともと恐らくたしかあそこは、ウッドデッキか何かが敷いてあって、それを恐らく老朽化で撤去して、今、コンクリートむき出しの状態です。目地も恐らく昨日今日とは考えられないぐらい劣化が激しい状態で、目地が剥がれたりとかという状況が見受けられると思いますが、一応今回の修繕について、計画にあったから行いますよという話なのか、それとも実際に雨漏りの実害が発

生したので、急遽取りかかったのかというところを教えてください。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 計画としましては、今年の3月に策定したことになります。本来ならばもっと早く策定されているべき、計画的に行われるべきであると考えますが、今回、実際に雨漏りが発生しているということで、今回、新たにまた、ちょうどいいタイミングで計画も策定しましたことから、まず、その計画の1つ目の事業として、計画に位置づけて実施していこうとするものになります。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

そうすると、今回、雨漏りの事例が発生したというところでいくと、まず、その防水という部分に関しては、緊急性が高いというところで理解します。

もう一点、その上に、利用する方のことを考えてゴムマットを敷きますよというお話の部分なんですけれども、こちらについては、今のところ緊急性はないということでよろしいでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 ゴムマットの敷設につきましては、塗膜防水が終わった後の対応ということになってまいりますので、今後も、ただ、塗膜防水だけですと、雨とか、積雪のときにちょっと滑りやすくなったり、また、表面がちょっと軟弱ということで、ゴムマットの敷設も併せて実施することが必要と考えております。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

そうすると、防水工事のゴム状の塗装を行うというところと、ゴムマットを敷くというところを両方やらないと、この防水工事については、完了しないということなのか、私がちょっと懸念しているのが、当然、加飾という、要するに使い勝手をよくするためにゴムマットを敷きますよと先ほど説明の中にあつたものですから、であれば、通路として使うところと貸し出してお金を頂いて使う場所というのをきちんと分けておいたほうがいいんじゃないかという心配をします。

デッキに行くと分かるんですが、屋上に上る階段を通路と見るのか、それともイベントスペースとして貸し出すのかとか、要するに貸し出すときに、恐らく面積掛ける幾らで貸し出しされているかと思います。そのときに通路部分まで貸出しの料金に入るのかという話と、イベントをやっているときに、例えば、あそこでちょっとミニライブをやりますよというときに、通路前にお客さんがはみ出してきたときに、恐らく通行の妨げになるかとは思いますが。イベントを行う側からすれば、会場を見に行ったときに、あそこは広々としていますから。そうすると、ここは全部使えるんだと勘違いされても困りますし、あとは例えば、実際のイベントで使うときは、ここからここまでが借りられる場所ですよとかというのを示すポールを例えば、立てるとか、チェーンで規制できるようにしておくとか、そういう使い勝手という部分に関して、もう一段階、せつかく工事をやるのであれば、当然マットを敷いてしまうと、そのマットをまた後で切ったりとか、いろんな手間がかかるかと思うので、そこら辺、今から考慮できるような可能性というのは、あるのでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 実際に貸し出す場合には、平米当たりの単価ということで、おっしゃるとおりとなっております。実際に占有される面積につきまして、その単価を掛けてお貸しするんですが、やはり階段との動線でもありまして、通路の確保は必須と考えておりますので、指定管理者ともそこは共有しながら、貸出しの際には、そういった形で貸し出すことは、日頃より実施しておりまして、今後もそのようにしたいと思います。

また、施工に関しては、例えばですけれども、色を変えようとかということも可能なようですので、今後ちょっと担当なり、いろいろな方のご意見を聞きながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 そこで、指定管理者との話ということもあるんですが、当然お金を頂く可能性があるスペースということなので、実際に今まで使われた方とか、使う可能性がある方にある程度聞いていただいて、今、言った色を変えてしまった場合に、何が発生するかというと、明確な区切りが出てしまうので、工夫次第でというのが、恐らく言いづらくなると思います。だから、壁が移動するとかというんだったらいいんですけれども、やっぱり床のマットの色を変えてしまうと、それが移動できなくなっちゃうものですから、逆にやっぱり仕切りとか、

ポールのチェーンでゾーニングできるようにとか、そういう工夫のほうが、よろしいんじゃないかと。そこら辺、もうちょっと煮詰める作業、マリングート塩釜は、やっぱり今からちょっと多少コンサルタントを使っているいろいろなアドバイスをもらいながら、いじっていくところだと思いますので、そこの方ともう一度打合せできる時間が取れるのか。まず、雨漏りは、すぐ止めなければいけないので、しっかり早めにやっていただきたいんですが、加飾の部分については、せっかくコンサルタントを入れるのであれば、その方々の意向とか、使い勝手とかという部分をしっかり加味されてから、動かれたほうが、費用の効果というのが示せるんじゃないかなと考えてはいるんですけども、いかがでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 そうですね。色をつけてしまうと確かに限定的な用途になってしまう懸念もありまして、選択肢の一つとして考えつつ、何が最善かというところは、いろんな方のご意見を聞いていきたいと思います。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうしますと、実施時期というところで、一応7月契約ということで、もう恐らく積算がある程度出ているとは思いますが、先ほどから何回も言うんですけども、要するに簡単に言うと、防水工事という部分の緊急対策の部分と、先ほど言ったその加飾、使い勝手、これからもう少し聞き取りしたほうがいいものというのを分けて発注することが、可能なかどうか、それができないかどうか。そこをもし可能であれば教えてください。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 本工事の発注に関しましては、基本的に一括と考えておりまして、全体像を決めた上で、資料を作成して発注してまいりたいと考えております。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

私の質疑は、以上になります。

○土見委員長 ほかにご発言はございますか。小野委員。

○小野委員 私からも何点か質疑をさせていただきます。

資料No.8、42ページの漁港改良事業ということで、事業費が423万3,000円ということで、この防潮堤は、非常時の防潮堤を乗り越えるために階段をつけるということなんですけれども、

防潮堤を設置、設計するというときに、こういったことは、想定はしていなかったのか、どうして今の時期になってきているのか、その辺、お聞きをいたします。

○土見委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 お答えさせていただきます。

今、2点ご質疑いただきました。

まず、想定されていなかったのかというところでございますが、基本的に災害復旧工事でございますので、現状からの復旧というのが必要になってくるという状況ですので、その当時階段がなかったということを踏まえて、やっぱりない状況で災害復旧をしたというところがございます。

どうして今の時期の発注という状況になったかというところですが、やはり災害復旧工事に結構やっぱり時間がかかっておったというところが一番大きなところで、東日本大震災からの災害復旧工事も、やはりロットが小さいと、なかなか入札できていない状況があったということで、ロットをまとめて工事を発注したことによって、やっと工事ができたということがあったというところです。

令和3年度と令和4年度にも地震において、福島県沖地震があったと思いますけれども、その地震における災害復旧工事もございましたので、そちらの復旧にも時間がかかりまして、こちら、令和6年12月にやっと終わったという状況がありましたので、今回、そのような状況を踏まえまして、このような時期に発注をかけたという状況です。

以上です。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

それで、非常時の階段をつけるということですが、どのようなことですかね。今、高齢化、または緊急時階段、今回、階段ということにしたわけですが、それ以外のことは考えては、案はなかったのかどうか、お願いいたします。

○土見委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 この非常階段の設置につきましては、浦戸の地元の方からの強い要望がございましたというところが、第1点でございます。

その上で、今回、階段の設置をさせていただくということに決定したものでございまして、この非常階段ですが、なかなか急勾配な状況もあって、高齢者にはなかなか厳しいよ

うな状況は、見て感じるところはあるんですけども、建築基準法の法律に定められておりまして、階段の高さであったり組むところの広さによって、階段の角度が変わってくるという状況でございます。例えば、小学校ですと、やはり低学年ですので低くなったりとかというところがあったり、住宅ですと、普通であれば普通なので、例えば、57度ぐらいまでは大丈夫ですよということで、今回は、高齢者の老人ホームでも大丈夫なような角度ということで、大体40度から45度の間でというところで今回、設置させていただくということを考えております。

以上です。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

きちっとそういった設計とか、基準とかを考えたものだということでありますので、だから、設置して終わりではなくて、きちっとそういったそれを活用した訓練とか、やっぱり非常時のためのために、しっかりその辺は、やっていただきたい。設置して劣化していくのを見るだけでなく、きちっとそういった災害のものも想定しながら、きちっとした防災訓練、様々な浦戸またはそういった部分でもしっかりそういうところもきちっと各関係部署と連携を取りながら行っていただきたいということをお願いして、これは終わりたいと思います。

次に、旅客ターミナル施設屋上デッキ防水改修工事ということでありますけれども、これを見ると、建物西側の複数箇所から雨漏りが発生しているということで、複数箇所といいますと、一度に同じ時期に雨漏りが、複数箇所から発生したということなんでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 雨漏りに関しましては、最初ですと、たしか昨年の夏の雨からあったかと思っておりますが、やはり大雨ですとか、大雨が降るたびにということが一つと、あとは降った角度などによってもちょっと、毎回両方全てが発生するわけではないということがありましてちょっと難しいんですけども、ただ、テナントのレストランの屋上に関しましては、雨が降るたびにというお話が寄せられていましたので、そうですね。毎回同時に全てが発生するというわけではなく、その雨のたまり方とかが、もしかしたらあるのかもしれないんですが、そういった形でちょっと何度か発生しているということになります。

以上です。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 昨年の夏ということであって、もう約1年なんですよ。それで、応急処置をしてこれまでやってきたんだという、先ほどの答弁もありましたけれども、単にこの施設長寿命計画を立てていないがために、ここまできたということよろしいですか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 施設の長寿命化計画に関しましては、恐らく建物ができた時点で一緒につくられるべきものであったと考えておりますので、そちらがもっと早くできていれば計画的に、例えば、マンション等も大規模修繕を行っていますので、ああいった形でできたのではないかと考えていますが、現状において最短で対応していきたいと考えております。

以上です。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

事業費9,600万円なんですよ。1億円近い、こういう財源を使って行うわけですが、いや、だからもっと早くに調査なり点検なりをしてやっていけば、まだ抑えられた部分もあるのかなと思っているんです。

それで、屋上デッキに防水のゴムをやるということですが、防水とマットで分けた金額というか、その辺は、どういう感じなのか、ちょっと教えてください。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 純粋に屋上防水工事と不要な工作物の撤去ということで、約6,000万円、追加でゴムマットの敷設が、養生になりますが、こちらが3,000万円ほどかかるという内訳になっております。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。状況的には、これはやらなければいけないという、そういうのは、理解はします。

それで、このゴムマットを施工するというのは、要するに、通行人、また、イベントで屋上を使用すると想定しているということなんですよ、どういったものを想定しているんですか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 実際あそこのデッキの場所につきましては、海もよく見える場

所です、比較的広々ともしていますので、例えばですけれども、ちょっとのんびり海を眺めるような、もっと快適な空間にするのですとか、また、実際にあそこでライブイベントなどもやったりも、ビアガーデンということもちょっと試みに実施したこともございましたので、そういった多種多様な使い方ができるような、人々が集まっていいただけるような使い方を想定しています。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

であれば、これだけお金をかけるという部分でいいますと、そういったイベントまたは市民のための通路云々、いろんなことがありますけれども、それがきちっと継続的に、最初施工したときだけ、そのときだけ何か記念イベントみたいなのをやるんじゃないくて、しっかり継続して、きちっと計画を立てて、ただ、にぎわいが生まれるような、そういった取組をしてほしいと思っていますけれども、約束できますか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 やはりこれだけの費用をかけるからには、活用していただける場所にしてまいりたいと思っていますし、また、情報発信も、あの場をもっと利用していただけるような情報発信、貸せる条件をもっと例えば、積極的に出していくとか、そういったことも課題とっておりましたので、併せて実施していくことで利用を促進していきたいと考えております。

以上です。

○土見委員長 ほかにご発言は。伊勢委員。

○伊勢委員 42ページの漁港改良事業ということでお尋ねしますが、例えば、こういった階段を造るということは、理解はするんですが、例えば、先ほど防災訓練など、様々利用する方々の関係でいうと、手すり設置なんかは、考えられているのかどうか。やっぱり一定の高さなんでしょうね。そうすると、そういうものも含めての考え方が、あるのかどうかというところをお尋ねします。

○土見委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 こちらは、あくまでも避難階段という状況がございますので、手すり等の設置は、基本的にはございませんが、横の棒を持っていいただきながら歩いていただくという。幅的に75センチから80センチぐらいの幅しかないので、脇のところをもって

ただきながら上ったり下ったりしていただくということで、お願いできればと思います。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。狭い感じのところというのは、理解できました。

設置する限り、やっぱり例えば、そういう島民の方、寒風沢の方が、大分ご高齢の方もおいでだと思うので、そこら辺の説明なり使い方なり、やっぱり周知してもらえればいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○土見委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 かねてからの要望ということで今回、設置させていただくということですので、その設置については、地元の皆さんには、ご周知させていただければと思います。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ひとつよろしく願いをいたします。

マリンゲート塩釜の関係で、ちょっと何点かお尋ねをしたいんですが、雨漏りがいっぱいしているというのは、理解はいたします。

それで、一つは、せっかくイベントなり、いろんな行事なりで使うということで、ゴムマットを敷きますよということなんですが、海の景観と、それから、屋上から見える景観にマッチした、例えば、色合いだとか、そういうものは、どうなのか。例えば、学校にゴムマットを敷いているという事例もあるかもしれませんが、観光施設としての特色を持っているので、その辺は、どのような感じで進めようとしているのか、ちょっと確認させてください。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 具体的な色等につきましては、ちょっとこれからの設計になってまいります、方針としては、やはりマリンゲート塩釜の再活性化基本構想にありましたように、何度も来ていただけるような快適な施設ということになってきますが、こちらに基づきまして、あまり凝らないというか、シンプルなほうがよいのではないかと、ちょっと現段階では考えております。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 こちらの事業者の方々の中で、いろいろ入札の関係が発生しますけれども、やはり十分その辺の関係は、検討していただければと思います。

それから、もう一つ、この図面というか、43ページのところで、3階に向かっていく屋上のところがあります。それで、今回、マットを敷くところは、かなり広いスペースなんですけど、私もちょっと現場を見に行ったら、屋上の、こっちは階段で上っていく。もう一つは、2階に下りていくところが、3か所のポールが立っていて通れないような封鎖はしているようですが、大分よくよく見ると、傷んでいるんですよね。コンクリート構造物なんかも大分傷んでいて、それなどは、今後どうされようとしているのか、その辺の考えをお尋ねしたいと思います。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 躯体の傷みですとか、コンクリートの劣化等につきましても、今後計画的に対応してまいりたいと考えております。長寿命化計画に基づいて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 長寿命化計画は、理解はします。私も一応は、見させていただいたんですが、そうすると、ああいう狭い通路であることは間違いないんですが、やっぱりいつ頃のそういった工事を想定しているのか、その辺、確認させてください。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 現在のところ、長寿命化計画の中では、おおむねですけども、外壁とか、東側の屋根修繕ということで、少し先になりますが、令和15年頃になりますが、大規模なものは、そのぐらいということでちょっと計画には入れていきますけれども、緊急性の高いものがあれば、随時修繕費を使いながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

10年がかりの計画なものなので、かなりよくよく読むと、結構長いスパンでやらざるを得ないのかなと思います。せっかくのこういったもの、塩釜港旅客ターミナル施設長寿命化計画の策定に基づいてやるわけですから、これは適時適切に建物の管理、あるいは、今後発生す

る様々な関係もよく点検していただいて、これは志賀委員からも、小野委員からも随分出たので、やっぱり適切にどういう状況なのか、やっぱり管理をして、点検をして、適切な形で議会に報告をしていただければと思いますので、これは要望的な意見ですので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○土見委員長 ほかにご発言はございますでしょうか。志子田委員。

○志子田委員 資料№.8、43ページから1点お聞きします。

3の事業費及び財源内訳という表がございますが、地方債と、それからその他ということで、下の説明の米印の部分を見ると、公共施設等総合管理基金繰入金というのがあるんですけれども、全部が地方債じゃなくて、この繰入金を使わなければいけないというところは、どういう考えでこういう財源の比率が決まったのか、そののところが教えてください。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 今回の事業の中身につきましては、起債を2種類使用しているということで、公共施設等適正管理推進事業債につきましては、純粋に防水工事の部分に当たる部分となっています。

また、ゴムマットの敷設につきましては、一般単独事業債で対応するものとなっております。それぞれ充当率がありますけれども、その中で地方債に充てられる部分が、大体85%ほどということで、残りの部分につきまして繰入金を充てているということになります。

以上です。（「ありがとうございます」の声あり）

○土見委員長 ほかにご発言はございますか。志賀委員、よろしいですか。

○志賀委員 最後に、もう一つだけ確認なんですけれども、今回の事業、加飾の部分についてになるかとは思いますが、塩釜港開発株式会社ですか、指定管理者との全体的なイメージとか、しっかり共有されているのかどうか。

先ほどの色の話にもちょっとあったと思うんですが、ゴムマットの。そこら辺は、指定管理者が、恐らく業務上としては考える必要があるところ、要するに建物のイメージとかですよ。そこら辺は、お金を出すのは市ですから、当然市でも提案は、あるとは思いますが、一応観光施設は、やっぱり景観とか、見た目自体が、恐らくお客様を呼べるものかどうかということに関わってくるかと思うので、そののところは、どのくらい塩釜港開発株式会社の意見を入れる予定でいるか、もしあれば教えてください。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 施工に関しましては、市が行うということで、基本的には、予算の範囲で行える範囲ということになってきますけれども、例えば、実際の使い勝手の部分とか、実際に使用してみて、ここがもっとこうだったらいいなというような意見を中心に、塩釜港開発株式会社とは意見聴取を行っていくことになると思います。

以上です。

○土見委員長 よろしいですか。ほかにご意見はございませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、なきようでございますので、暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時52分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のある方は、ご発言をお願いいたします。伊藤委員。

○伊藤委員 当局に聞く話かどうか迷ったんだけど、ただ、僕の基本的考え方として、43ページにある旅客ターミナルに関しては、基本的には昨年の4月1日から指定管理に委託しているんですね。それで、令和5年に開かれた指定管理に向けた仕様書を見ると、たしか維持管理については、日々指定管理者となる方々がしっかりしてやっていくと。修繕が必要などころは、修繕するということが書いてあるんだよね。あとはお金の額なんじゃないかなと思っているんだけど、こういうところだったら市がやるのかという話もあるなら、それは第一義的には指定管理者がやっていく話じゃないかなと思っているわけ。後で精算をしてやるにしてもさ。ただ、補助金を使うのに難しいところがあるのであれば、ちょっとそれは事前にこういう壊れたところがあるんだという話になるんだけど。

それで、一方で副市長は、今、市の副市長であって、第三セクターの会社側の代表取締役ですね。これは市と会社側のやり取りの中で、修繕が必要となったとか何かするときに、副市長としては、どういう立場で議論するような心積もりでいらっしゃるのか、ちょっとそれを教えていただけたらと思います。

○土見委員長 千葉副市長。

○千葉副市長 私、副市長でもあります、受託している会社の代表理事でもあります。

市の仕様書の中では、維持修繕の1か所当たり50万円を超える場合は市、それ未満は受託者がやるという形になっています。通常の小修繕は、当然会社がやりますので、会社の予算の中にも維持修繕費、営繕費を計上しています。大体年額100万円から200万円ぐらいは、常に修繕をかけています。50万円を超えるようなものは、市の当初予算に計上するために、前年度の段階で、担当課と会社が打合せをするという形になっていると聞いております。

ただし、市も予算の制約があったり、今回、長寿命化計画をつくっている段階というのがあったので、会社からの要望に対して、一定規模以上のものは、長寿命化計画を定めてから修繕するという方向性を出していたために、今回、補正で、例えば、雨漏りの大規模な修繕の予算要求が出てきた。会社の立場からすると、昨年度の段階で、テナント、それから利用者の方から苦情が運営会社に入っていますので、その情報は、その都度、担当課でも共有はしているんですが、結果としては、このタイミングでの予算要求になっているという形になります。ですので、会社側の立場と市役所の立場双方の中で、予算計上に向けた調整をするのが、私としての役割なんですが、結果としては、当初予算に間に合わずに、このタイミングでの計上になって、ご審査いただいているという形になります。

○土見委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうすると、取りあえず会社側としても、雨漏りの修繕ということを目的に協議がなされてきたんですね。それが大規模改修の中で、今回、施設の機能強化、要は機能強化というのは、こういうふうにもっと使えるようにするとか、そういう意味合いの説明のような気がするのさ。収益性を高めるんだか、人を集めるんだかは分からないけれども、そういうことというのは、どっち側で要望したことになるんだ。会社側でこういうことをしていきたいので、そのためには、施設のこういう改修をしてもらえともっといいんだけど、大規模改修でというものがあつたりとか、指定管理者の側だとあり得ると思うんだよ。お互い共有することになっているんだから。それが今回のこういうことというのは、先ほどの説明で知る限りは、市の課長が、何かビアガーデンをやるだの何だのといろいろと話はしているけれども、市主催での話なのか、いや、これは完全に第三セクター側の収益を上げたり施設の利用を拡大するために必要なものだという認識なのか、その辺のところを教えてください。

○土見委員長 千葉副市長。

○千葉副市長 まず、現状の利用の状況ですけれども、例えば、ダンスフェスティバルですとか、市民の方のライブとか、あとは一般の方が立ち入るという形になります。

一般的に屋上は、常時人が出入りすることを通常の場合は、想定していないので、こういった修繕の際には、塗膜防水だけでオーケーです。ただし、人が出入りするような場合は、摩耗してしまって、塗膜防水の効果が無いので、そのため、今回は、事業者からゴムマットという対応策があるという形で、今回、人の常時の出入りを想定していますので、対応せざるを得ないとオーナー側、施設所有者、市としては考えています。

受託している会社は、にぎわいの創出も仕様の条件に入っていますので、当然いろんな方に貸与して利活用してもらいたいというのも会社側として考えていますし、定期的に利用いただいているところについても、そういったお声がけをして、少しでも収益、10平米単位で幾ら、日額幾らという条件でやっています。4月の塩釜商工会議所青年部のイベントの際にもダンスフェスティバルをやっていましたけれども、あのとき1日フルに貸して5,500円程度なんですけれども、それでもにぎわいの創出につながっていますので、受託会社としては、どんどん機会があれば屋外を貸して、その方たちにテナント等を利用してもらいたいと考えていますので、そこは、まず受託会社としての考えです。

今回、ブランディングの調査といったものを予算に計上させていただいておまして、間もなく委員を選定して、どういった形で選考していくかというのを決めていくんですけれども、市としても、もう築30年に達する施設で、利用者がどんどん減っていますので、新たなブランディングをしていきたいと考えています。そこはちょっと答えが出るまでは時間がかかるかもしれないんですが、それまでの間、少しでも利用者を確保したいというのが、会社側。あと2年しか指定管理期間がないんですけれども、そういう考え方を持っています。

○土見委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 今、分かったのは、取りあえず防水の塗装するんだけど、そう思ったら、事前の発注というか事業をつくるに当たって、どの事業者から、建設事業者ですね、たぶん。そこから、聞いてみたら、いや、人が歩くのでは、普通の防水の塗装だけでは剥がれるよ、やっぱりゴム状のマットを敷いたほうがいいのではないかという提案があったという、お話と理解しましたがいかがでしょう。

○土見委員長 千葉副市長。

○千葉副市長 詳細のやり取りは、担当課でないと分からないんですけれども、私のこれまでの行政経験の中では、先ほど言ったように、屋上は、塗膜防水での修繕で十分です。ただし、人が出入りするような屋上であれば、さらにゴムマットを敷くとか、別の対応をしないと対

応し切れない。アスファルト類に持っていくのか。ただ、そういった部類にするともっと高額になっていくので、そういった中でこういった設計の考え方を取っていくと私は理解しているんですが、詳細は、担当課にご確認いただければと思います。

○土見委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 では、担当課、もう一回説明してもらえるかな。お願いします。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 施工に関しましては、まずは、庁内の建築部門の担当から意見を聞いたところ、ゴムマットの敷設のほかに人工芝を敷くとか、また、今、副市長が申し上げましたようにモルタルの打替えという3案を提示していただいたところです。

やはり人工芝などですと、ちょっと耐久性とか、引っかかりとか、いろいろそういった部分の施工上もいろいろ考えまして、ゴムマットによる対応が、最もいいのではないかということで、その仕様で現在考えております。

以上です。

○土見委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうすると、これを説明するとき、多分屋上は、人が出入りする場所なので、人も入ることを想定している。そうしたらイベントを何かにかというのは、それは今、ここで言う話ではないような気がする。それはやっぱり指定管理者という相手先が言う話で、そこにそういうにぎわい創出をお願いし、前提としてやっているわけだから、そうしなかったら市から、一銭も収入が入らないような状況になっているわけでしょ、この指定管理者は。インセンティブになっているわけだから。そうやってきたときに、やっぱり市の立ち位置と、それから、施設を維持管理している市の立ち位置、やっぱりそれを受けて、指定管理者となっている事業者という部分では、やっぱりしっかりそこは、線引きをちゃんとしてやっていかなければいけない内容だと僕は思っている。そうすると、今回の説明というのは、あくまでも、いろんな3案があったけれども、その中で、費用なんかも考えれば、ゴムマットを敷いた形のほうが、将来的にもある程度使い勝手もあるし、指定管理者としてもそのほうがいいよねと。指定管理者に対しても、どうせ貸すのであれば。貸す側として見ればさ。という思いで提案したということでもいいのかどうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 今回の防水工事に関しましては、やはり人が使える、現在も人

が出入りできる状態となっておりますので、まず、同じ条件を整えたいということになります。塗膜防水のままでは、立入禁止、デッキがあるにもかかわらず立入禁止というような状況も発生しますので、原状回復しつつ、ただ、費用がかかりますので、最も使い勝手というか、使っていただけるために、さらに指定管理者とも協力していきたいと考えています。

○土見委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 基本条例にもあるんだけど、議案提案する場合には、議案提案に至った背景、いろんな検討課題もあったと思うので、そういったことも私らが分かるようにしっかりとご説明いただけるような工夫というのを、今までは3つの案があって、その中から選んだなんということとは分からなかったわけだから、そういう都合があったということもやっぱりお知らせいただけると、より理解を深められるんじゃないかと思って、その辺をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○土見委員長 ほかにご発言は。志賀委員。

○志賀委員 すみません。ちょっと流れでなんですけれども、ちょっと実は、私が一番心配していることは、ここに今、先ほど3,500万円分のゴムマットを敷いて、幾ら回収できるんですかというところを、コストパフォーマンスの部分です。副市長おっしゃるように、にぎわいの創出です。公的な空間なので、収益は、まず別として、収益ということもあるけれども、にぎわいの創出のためにそこに人を上げるんですというのであれば、正直に言います。かなりの努力が、必要だと思います。3階の対象箇所に恐らく1週間立っていれば分かると思います。

昨日私、結構長い時間いたんですけれども、あそこの上に上がってきた方、1時間半いてゼロです。私と、あともう一人、ハローワークの方か何かは分かりませんが、喫煙所があります。そこにたばこを吸いに出てくる方のみでした。

ここの図面を見ますと、実際に貸出し用として使える面積は、どのくらい見ていらっしゃるのか。通路の面積をどのくらい見ていらっしゃるのか。そこに行き来する人の数という部分をきちんと換算してからじゃないと、対摩耗性とか、あとはゴムマットの材質、マンションみたいに園芸用の長尺シートを敷くのか、それとも工事現場のように、普通の本当に黒いマットを敷くのか。いろんな方法があると思いますけれども、そこら辺の部分についても、市が考えるのか、それとも指定管理者である塩釜港開発株式会社が考えるのか。その部分を

やっぱりきちんと精査しなければいけないかなと思います。というのは、ここに既にもう回答として出てきているんですよ。防水工事だけだったら6,000万円で終わるんですよと。あとの3,500万円については、にぎわい創出のためにゴムマットを敷きましたという話が、恐らく一番何か分かりやすい話になってしまうと思います。3,500万円をにぎわい創出に使ったと。もしくは、その指定管理者の方が、これからもうせつかく3,500万円もかけて造っていただいたので、何とかそこに人を呼ばなければいかんというところが、ある程度見えてこないといけない話なのか。それとも、先ほど私、質疑したように、このセットで9,400万円の工事をしないと、雨漏りが止まらないんだ。どちらのお話が強いのかというところを今回、判断基準にしたいと思いますので、もう一度回答をお願いします。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 おっしゃるように6,000万円の部分につきましては、通常の維持管理にプラス3,000万円をかけて、にぎわい創出のための場所を整えるということになると思います。

そうですね。やはり今まであの場所をもっと生かすべきであったということは、これまでの反省点でもありますし、また、なかなか平日が、ちょっと往来を確保できていないというのも、おっしゃるとおりなんです。土日などは、使い勝手につきましては、可能性がまだまだあると考えていますので、少しでも市全体で見たときに、港湾エリアの、港ベイエリアの拠点として、あの建物にもっと人が集まることとか、また、情報、にぎわいが発信できるというような機能をさらに役目を強化していくという意味でも、ちょっとあえて工事をさせていただければ担当としては考えております。

以上です。

○土見委員長 ほかにご発言はございますでしょうか。（「なし」の声あり）

なきようございますので、暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございますでしょうか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土見委員長 挙手全員であります。よって、議案第42号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。市長並びに当局職員の皆様は、ご退席いただいて結構でございます。

お疲れさまでした。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。（「議事進行」の声あり）

議事進行。志賀委員。

ただいま、志賀委員から議事進行のお話がありました。志賀委員、ご発言をお願いいたします。

○志賀委員 すみません。一つ決議案を出したいので、よろしく願いいたします。

○土見委員長 ただいま、志賀委員から決議案提出の動議が出されております。

一回暫時休憩したいと思います。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、志賀委員から、会議規則第14条第2項の規定に基づき、本委員会が、「地酒文化の継承と酒米の安定供給に関する支援を求める決議」案を議案として議長に提出することについて、発言の申出がありましたので、それを許可いたします。志賀委員。

○志賀委員 今の決議案の資料の配付について、許可していただいてよろしいでしょうか。

○土見委員長 ただいま、志賀委員から資料の配付について、申出がありましたが、これを許可してもよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）ありがとうございます。

では、ご異議なしと認め、配付を許可いたします。事務局は、資料の配付をお願いいたしま

す。

今、タブレットに配信しましたということですので、確認をお願いいたします。

タブレットに配信されましたので、皆さん、ご確認をお願いいたします。

それでは、皆さま、お手元、決議案をご確認いただいているでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、動議の提出者より、決議案について、趣旨の説明を求めます。志賀委員。

○志賀委員 それでは、趣旨説明を兼ねて、決議案の朗読をさせていただきます。

3 ページ目ですか。別紙です。読み上げます。

地酒文化の継承と酒米の安定供給に関する支援を求める決議。

令和6年12月5日、伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録され、我が国の食文化と地域に根差した酒造りの価値が、世界的に認められることとなった。塩竈市においても、300年以上前から今日に至るまで、4つの酒蔵が鹽竈神社の御神酒御用蔵として長きにわたり、地域の地場産業と文化を支えてきた。これらの酒蔵は、地域の食文化の象徴であるとともに、観光資源としての重要な役割を果たしており、特に、近年は、インバウンド需要の高まりを受けて、その存在意義がますます高まっている。

一方、全国的に主食用米価格の高騰が続いており、その影響を受けて、酒米の価格も高騰し、必要量の確保が困難となっている。とりわけ宮城県は、昭和61年に、「みやぎ・純米酒の県宣言」を行い、県産米100%の特定名称酒造りに注力してきた地域である。特に、一般米の使用の割合が高い本県の酒造業は、いわゆる令和の米騒動とも言われる主食用米価格の高騰によって、原材料コストの上昇分を販売価格に転嫁できず、経営困難に直面している酒蔵が少なくない。このままでは、ユネスコ無形文化遺産登録や地理的表示（GI）宮城の取得によって高まりつつある国内外での評価と需要を生かすことができず、地域の歴史と誇りを継承する酒蔵の存在すら危ぶまれる事態となる。

本市には、「塩竈の地酒等地域資源を生かした食文化の振興に関する条例」が、議員提案により、議会での議決を経て施行されており、地域資源としての地酒文化の保護・振興は、市の重要施策の一つであるべきである。よって、本市議会は、地場産業の担い手として、酒造業の持続と発展を支えるため、宮城県や関係機関と連携し、令和7年度重点支援地方交付金を活用した支援処置を早急に実現することを強く求める。

以上、決議とする。令和7年6月20日、塩竈市議会。

以上です。

○土見委員長　ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。伊勢委員。お願いします。

○伊勢委員　中身は事前にちょっといろいろお聞きはしていました。会派でも議論はして確認はしているんですが、ただ、議会運営に関する申合せ事項というのがあって、例えば、会議規則の中にあるんですが、例えば、意見書及び決議について、定例会及び臨時会初日の3日前に開催される議会運営委員会の直前の開庁日の終業時まで、議長に提出されたものを、当該定例会、臨時会において審議する。上記以降に提出する場合は、動議によるものとするが、議事進行上の観点から可能な限り早くその案を事務局に提出するというので、言わば議会運営委員会の3日前なり、あるいは、早急にと、こういう話なんですよ。

それで、今日、産業建設常任委員会の関係からいうと、やっぱりそこら辺の流れが十分説明されていないままの決議案ということになっているので、やっぱりそこはひとつこれまでの経過、事業者の方から出たというのは、何となく聞いているんですけども、一連の経過について、まずお聞きをしておきたいのと、やっぱりなぜ直前の提案になったのか、その辺の経過だけ、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○土見委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　今の伊勢委員の地方自治法第112条での議会の議決すべき事件については議案を提出することができるという議員提案の部分での申合せなんだね、これは。僕が、当時、小野委員が議会運営委員長の時、つくった話なので、（「俺」の声あり）そうだよ。

それなので、その当時は、本会議において、決議とか、意見書が当然出てくるので、これはちょっとやっぱり本会議というのはある程度シナリオがあって動いている話だから、それを一定程度やっぱりルールの下で、もっと議論を委員会とかを含めてしっかり議論できるようにしようということで、こういうルールづけをしたという経過。今回は、あくまでも地方自治法第109条の、常任委員会は議会の議決すべき事件のうち、その部門に属する当該普通公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提案することができるという、地方自治法の改正が行われて、常任委員会が議案を提案できるようになって、それを背景にした形で提案しているということなので、先ほどの申合せは、残念ながらこれを想定していないというのが僕の認識なんです。だから、そういう意味では、先ほど来ありましたけれども、委員会での委員間討議しながらできる、時間的な制約というのもある程度ない形でできることになっているので、そう

いった意味では、初めての取組になりますが、事業者側からも出てきたのは、今、たしか酒造りは、もう終了しています。新米が出る時期に向かって、これから新酒造りという部分が、9月以降続いていくんだと思いますけれども、その時期に向かって、既にやっぱり令和7年度産米についても、相当な危機的な状況にあるので、これについては、やっぱりせっかく国の緊急重点支援地方交付金が出ているので、国税庁からも国税庁の課税部酒税課というところが、宮城県の酒造組合にお話があつて、たしか先月、酒造組合でも宮城県に要望に行っていると思いますけれども、それを受けた形で、地元の酒蔵さんから皆さん方に、会派代表者宛てに要望書が出されて、今回、6月補正の中で、もしかしたら入っている可能性があつたんですね、こういう支援内容というのが。なぜかという、この重点支援地方交付金というのは、6月13日付で、市町村が国に対して実施計画を出す。そこに盛り込まれていれば、何もこういう決議はしなくてよかった話なんですけれども、第2回目が、9月に申請時期を予定していますので、そこに間に合うような形で、当局としてもこれから地元の方々の意見を聞きながら、せっかく乾杯条例を塩釜商工会議所からつくってくれということで、その辺、みんな知恵を絞ってもうちょっと乾杯だけじゃなくて、事業者の支援になるような条例づくりをしたわけですので、そういったものを生かしながら、議会としての意思を決議という形で示して、当局側に9月まで、しっかり事業者側の意向を聞き取りしながら、どうやったら応援できるかということを考えてもらえればなという思いだったので、今の時期しかないということになったと思います。

以上です。

○土見委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますでしょうか。（「確認ね」の声あり）伊勢委員。

○伊勢委員 今、伊藤委員がおっしゃったように、やっぱり定例会の関係で前に、意見書かな、決議かな、出てきて、対応に追われたという記憶があるんですよね。だから、一定の期間を設けてということでの方向性になったと思います。例えば、こういう直前の関係だと、救済案件という形で、意見書なり決議を出したような記憶はあるんです、私もね。小野絹子元議員などが救済案件出ているからなど話があつたりして。やっぱりそういう捉え方、見方で、していかないといけないなと思っていますので、やっぱり今後のルールの在り方ね。そして、やっぱり一応基本はやっぱり先ほど読み上げたように、申合せ事項をしっかりと踏まえつつ、少なくとも、議会運営委員会にちゃんと提出できるような、やっぱりものとして対応していただければ、よりスムーズに進んでいくのではないかなと思います。その辺は、今後とも様々な動きは出てくるかと思っていますので、お願いしたい。

私から、以上です。

○土見委員長 ほかに。小野委員。

○小野委員 私からも、先ほど伊勢委員が言ったとおり、ルールがちゃんとできているんだよということで、先ほど、3日前にきちっと議会運営委員会に提出してと。これは議事進行の関係から、可能な限りその案を事務局に提出するということになっている。または、こういったものは、全会一致を目指すものであるので、しっかり2人以上となるのかな。2人以上の賛同者をつけて、議会運営委員長に提出するんだよということであるんだけど、私もこの話を聞いて、出すよというか、出しますよと、ただ、その後、ちゃんと議会事務局にこんな緊急的にやるんだったら、早めに提出するということ saying しているわけだから、もう議会事務局にだつて、もうきちんとこの話が行っているものだと思って、こっちでもいろんな相談というか、どうなんだと。そういったこともいろいろ議会事務局ともきちっと連携というか、きちんとした協議というか、そういうところは、大切な、大事だと思います。我々議会事務局、あれをしてやっているんだから。だから、昨日、私も午前中終わって、午後2時過ぎかな。ちょっと寄らせてもらって、議会事務局に確認したんだけど、まだ、そういった話は聞いていないよと。何だと。こんな緊急性があつて本当に議会として意見をまとめて、皆さんの賛同をもらって提出すると言っているときに、何の話も聞いていないよという、そういうことはないのではないかと思ったんです。

ですので、その辺、議会事務局としてどうなんですかね。どの時点でどのように来たのだから、問題は、これはどういったこと、どういった形であるべきなのか、その辺がちょっと聞いてみたいと思います。

○土見委員長 鈴木事務局長。

○鈴木議会事務局長 まず、今回の経過を申し上げさせていただきます。

今、小野委員のご指摘のとおりでございます。

まず、前段、非公式ではありましたが、その趣旨につきましては、お話をいただいておりますが、それを受けて、そういった点を検討されているということもありましたので、まず、お昼頃ですか。産業建設常任委員長にお電話を差し上げて、もしそういう動きがあるのであれば、きちんと議会事務局と調整いただきたいということを申し上げております。

また、今回、議会事務局といたしましても取扱いを短時間で、ちょっとお話しさせていただいておりますが、確かに伊藤委員がおっしゃるように、平成18年の地方自治法の改正に伴いま

して、委員会提出議案が可能ということで、これは委員会の活性化を図るということでの趣旨に沿って、そちらについては、法的に問題はないかと思いますが、先ほど来、伊勢委員がおっしゃったように、まず、本会議ではありますが、各会派におかれましては、告示14日前にお出しただいて2名以上の連名をもって、まず、全会一致に向けて意見書、決議に関しましては、提出いただいています。これは議会事務局も推奨してございます。本議会に関しましては、まず、全会一致でこういったものを出していくと、議会の総意で出していくということでの趣旨ですので、そういったお願いをしております。

また、これまでに、こういった当局に向けての提案になるかと思いますが、過去に幹事長会議で各幹事長の連名でお出しするというようなことも実際してございます。様々提案の仕方があるかと思います。

また、今回、新たに委員会の中で、こういったことを定義されるというのは、全く初めての取組ですので、先ほど来おっしゃいましたルールが、まだ整備されていないとなれば、議会運営に関する申合せの中で、この委員会提出議案の委員会決議案の在り方ということを手続、そういったことが、やはり議会運営委員会の中でご検討されて、各会派全会一致の下に、まず、明文化するべきではないかと捉えております。長くなりましたが、そういった経過になっております。

○土見委員長　ありがとうございます。

小野委員。

○小野委員　分かりました。

それで、そういったルールの中でも、先ほど言った、期日まで出せないのであれば、今日は、志賀委員から提案されましたけれども、議場にて動議かな。動議で行っていきますよということも、それは書かれてはいるんだけれども、やっぱりきちっとしたルールの下で行っていかないといけないなと思っているんです。今回の伊勢委員の会派のことを例に挙げれば、きちっと意見書でも何でもですけれども、もう幹事長会議の中でもきちっと示されて、そして、各会派にも連絡をいただいて、そして、まとめて提出したいという、趣旨もいただいて、そういったルールをきちっと守って、きちっと出している会派もあるわけですので、だから、こういったルールの下でしっかりやっていくことは、大切だなと思っていました。

それで、今回は、会派に出されていると。正式な議長に対しての、そういった形ではないですね。議長に、酒造業界から要請があったものでもないということで、だから、議会全体の意

思というか、そういったところでは、どうなのかなと思ったり、そういったことも思っているわけですよ。

この米の部分に関しては、酒造関係の部分だけではなくて、やっぱり米不足は、全体、食品業界とか、全体のものであって、この酒造の部分一団体のものだけではなく、もっと言えば生活、我々市民の部分も出てくるというわけですので、果たして、その一団体に対して、議会の決議意見として、出すというのは、どうなのか。その辺なんですよ。

だから、こういったものを出すのだったら、やっぱりそういったもの全体に立って、この酒造関係のところも訴えながら、ちょっとやっていくべきではないのかな。県でも、今回の補正には、こういった関係は入っていないみたいですよ。だから、しっかりその辺もしっかり、やっぱりこういった意見をしっかり取りまとめてしっかり形にして出すべきじゃないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 今の小野委員のアドバイスというか、ご意見をしっかり受け止めさせていただきたいと思います。

今回の提出経緯の部分につきましては、いろんな疑義等々、出ることは、正直私としては、覚悟をしておりました。一つ、大事な視点というところで、一部の酒蔵さんから直接お話を聞かせていただいて、提出時期というところでいくと6月定例会で出さないと、今年の9月ではもう既にお祭りが終わっているということも多少鑑みて、多少というか、そこが一番重くて、皆様には、いろいろご心配をかけている状況ではあるんですが、議会として、こういったものが上がってきたときに、私の意見というところも当然あるとは思いますが、酒蔵さんから、宮城県の酒造組合から、一応書面等を頂いて上がっている以上、ベストを尽くして、審議を尽くして判断していただける機会を何とかいただきたいという、その手続の部分が、ちょっと私がおろそかになった部分は本当に失礼しているなとは思っているんですが、ちょっとお願いではあるんですが、まず、中身はいいと。出すタイミングの問題だというお話であれば、その中身の部分をどうやったらかなえることができるのかというところで、今回、ちょっといろんな不備がありながら提案してということもございますので、そこについて、もし提案要旨、要するに今回、駄目ですよというところの理由をお示しいただければ、私、しっかり、ご依頼いただいたところにご説明に上がりたいなと思っていますので、もう一つ意見がございましたら、お願いいたします。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 だから、限定しないで、米不足のことは全体なんだから、もしこういう案だったら、その全体観に立った出し方で。いいですよ。その中で、この酒造さんの部分を強く押し出したとしても、全体的にやっぱり出していくべきなのかなと思います。だから、要するに、何というか、この出し方が、出し方というか、委員会に出すというのを、今回、初めてのことで、今回の流れ的には、全然違和感というか、しっくりこない部分というのが、必ず皆さんも多少ならず持っているのかなとは思っているんですけども。だから、やっぱりどうせ酒造さんから話をされているんだったら、やっぱりしっかり、でもやっぱり応えるためにもしっかり意思疎通というか、そんなのがきちんと図られるようなそういった動き、また、出し方というか、そういったものをよく考えていかなければいけないのではないかなと思うのね。

それで、これはいつ頃そういう話というか、もらったんですか。もっと違う形で、もっと協力的にそういった酒造さんの心意気というか心を議会としても出していけるような、そういうことができたんじゃないですか、もっとあれだったら。

○土見委員長 伊藤委員。

○小野委員 志賀委員ではないの。提出は、志賀さんじゃないの。（「一緒」の声あり）一緒とは、それは聞いていないよ、別に。絡んでいるんですか。

○土見委員長 休憩していませんので。

○伊藤委員 5月26日に宮城県に要望書を提出したようだと、志賀委員と相談したんだよな。こんなのを出しているよ。それで志賀委員が酒蔵を回ってみたという話だよ。流れ的に。そういうふうにして。

○土見委員長 それでは、志賀委員。

○志賀委員 私が、回答します。

伊藤委員おっしゃったように、5月26日に、酒造組合が県に出した要望書というのが、まず一つ起因になっています。それを基に、塩竈の酒蔵さんも当然酒造組合ですから、当然同じ要望があるであろうというところで、一応私が、伊藤委員からそういうのがあるんじゃないのかということも当然聞いていましたので、現地確認ということで、6月11日ですか。ちょっと10日以上ですか。5月26日ですから、それを11日には行っているの、私の中では、そんなに時間を空けたつもりはなかったんですが、聞きにいったタイミングと、今回の議案提出までの時間というところが、詰まっていたというところなんです。そこで本来であれば、諦めればいいで

しょうけれども、聞いてきてしまった以上というのも当然ありますし、ただ、私の中では、何というんですか。伊藤委員から言われたのは、要は今回、別にもう継続審査でもいいんだよという話は、受けています。ただ、先ほどこちよと私も言いましたけれども、いや、9月では、事が終わっているだろうというところもあって、私からも何とかできないものですかというところもちょっと言った部分もありますし、それから、確かに議会ですので、やっぱりその前例というのは、当然あるか、ないか。そのルールの部分、議会としてどうなんだというところの議論というのは、当然あってしかるべきだと思いますし、私も今回の件を経て、季節物というか、時限があるもの、効果です。やっぱり政策が、効果的じゃなければ意味がないと思いますので、効果というところについて、もうちょっと聞きに行くときに、もうちょっと酒蔵さんに、議会の部分も説明しながら、意見聴取できればよかったのかなと。逆に言うと期待させてしまったというところの責任とか、そのあたりは、私が再度ご説明に行けばいいかなと思いますけれども、ただ、困っていること、これから困る人がいるということについて、今回、酒蔵さんの件をお願いすることによって、当然米飯事業者、学校給食を供給しているところ、いろんなところから恐らく出てくるかと思いますので、そこら辺も随時追いかけて、もし可能なのであればルールにのっとってやっていければ、恐らく米騒動に関していうと、今のところ、私の感想ですが、この後も続くだろうと。急に収まるということもないかとは思いますが、これを契機に、議会として、要するに生活支援ですね。主食に対する取組というところを考えていきたいなと思っているので、何とか、もし中身という部分について、ご賛同ただけて、そのルールというところで問題があるのであれば、そこは今後こういったことがないようにというか、ルールを先に確認してからご提案できればと思っていますので、私としては、今、申し上げられることは、以上でございますので、あとはご判断をいただければと思います。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

今回、新しく議員となられた志賀委員が提出を持ってきたという、そういった何かあれな部分の気持ちもあるんだけど、今回、これを志賀委員が出してきました。ルールにそぐわない、こうですといったときに、だから、今後きちんとこういったルールを守ってきちっとして出してきてもらえれば何も言わないですよ。ただ、これを機に、もう何だ、何でもありなんだというような、そういったことになると、議会の運営上でも何でもなくなるんだよね。はっきり言わせてもらおうと。そこだけが心配ですね。過去にもなくはなかったんだけど、だか

ら、今回、またあったけれども、そういったルール関係なく突然こうやって委員会に提出して、こうだのって。やっぱりきちっとしたルールの形で出してもらう、または、それがまた改正、改善しなければならないんだったら、しっかり議会運営委員会できちっと改善してもらうとか、そうなったときにきちっとした、また流れに沿ってやってもらうんだったらいいんだけども、いや、そのときそのときで、一応地方自治法はあるけれども、塩竈市議会としてちゃんとルールを定めて運営しているわけだから、そういったものを無視、軽視までは言わないけれども、そう疑われるようなことにもなっていくと思います。だから、それは必要なと。その辺がきちっと守られていくのであれば、この中身または中身を全体的にも広げた中身で、酒造さんからの提出の要望のあれですけれども、そういったこともしっかり協議を、協議というか、皆さんで話し合っていて、決めていくというんだったらまたあれですけれども、今後これをきっかけにして議会運営体制、また、それにそぐわないことをやってこれたら大変なことになるので、そこだけ、どうなんですかという。そのところだけだよ。本来であればちょっと、先ほども言ったけれども、しっくりこないし、当然違和感というのは、感じるわけだから、きちっと出してきているところは、出してきているわけだから、ちゃんとそのルールにのっとって。だから、その辺だよ、一番の問題は。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 小野委員のおっしゃることは、もう本当に分かります。

もう片方の意見として言うと、まず、禁止、要するに駄目な決まりがあるんですかという話になってきちゃうと思います。だから、今回に関しては、その前例をつくってしまうことによって、そういうことをするという可能性が、増えるんじゃないか。そこに対する懸念、その部分に関しては、私が正直申し上げることはなく、私が今、小野委員のお話を伺って、議員として今後やらないというお約束はします、私、議員として。ただ、一方で、禁止、要するに議会事務局にご相談したという部分で、今、シナリオが出来上がって、これが存在するということ、あとは皆様に対するご説明までが終わったというところを考えたときには、やっぱり決を採っていただくというこのことが、いいのか、悪いのかというところまでは、ご判断できればいただきたい。ここで私が取り下げるとというのが、いいのかどうか分からないんですけれども、ちょっとそれは今、私は、ちょっと控えたいと思っています。できれば決を採っていただければなというところでございます。

以上でございます。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 私は、本当に全会一致できちっと出したいというあれなんです。私も決というのは、あまり採ったことがないんですよ。議会運営委員会の委員長もしていましたけれども、そういった中で決を採ることはなくて、あくまでもご意見を集めて、皆さんで話し合っていくというのが、私のスタイルだった。決を採るというのは、議会運営委員会でも一回もしたことがないし、だから、志賀委員は、そういったとき、ちゃんと皆さんに訴えてくれますか。それはルールにのっとりという。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 それはお約束します。今後もしするとしたら、最低でも私から同じような提案を出すことは、もうないと思います。というのは、やっぱり今おっしゃったこと全て理解できます。今後同じ状況がもしあるとするのであれば、もし同僚議員の方からそういうことがあるときには、前回の件で私もそういう思いをしているので、十分確認されたんですかと、逆に市民の方々に対しては、安請け合いしないでくださいねということも、うちの会派の中でも申し伝えますし、そこはちょっとしっかり議員として勉強をしっかりして、ルールにのりつつ議会運営、これはもう議員同士であっても、市民に対しても守らなければならないということは、自覚しておりますので、そこは信じていただくしかないということでございます。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 だから、しっかりそのことと、あとはちゃんと議会事務局というのがあるんだから、そっちできちっと全てを把握して、これは駄目、あれは駄目、これはちょっとなじまないとか、いろんなそういった関係もあるんだから、そういったところにしっかり早めにこういったものをこうだとか、あったとかという話もしなくてはならないし、市民からこういうあれも出るというのもしなくてはならないし、我々にもやっぱりそういった話はあるわけですがけれども、しっかりそれなりに協議して、ちゃんと初めてみんなで出せるという話にもなってくるので、その辺をしっかりやっていただきたいということだけ、述べさせていただいて、あとは皆さんがどういう判断するのか。

○土見委員長 よろしいですか。それでは、これをもって質疑を終結することにご異議はありますか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 52 分 休憩

午前 11 時 55 分 再開

○土見委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

「地酒文化の継承と酒米の安定供給に関する支援を求める決議」案については、会議規則第 14 条第 2 項の規定に基づき、議長に提出することについて、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土見委員長 挙手全員であります。よって、「地酒文化の継承と酒米の安定供給に関する支援を求める決議」については、議長に提出することに決しました。

今後提出する場合は、もちろん合意形成を図るための努力義務、申し合わせてありますので、大変急な案件であってもなるべく早く提出して、皆さんの合意を求めるという努力をしていただけだと思います。

では、次に、本題に戻ってきたいと思います。

次に、調査事件「観光の振興について」を議題といたします。

本日の委員会におきましても塩釜港旅客ターミナル施設に関する修繕予算について、審査したところであります。マリンゲート塩釜の現状は、施設の老朽化やテナント入居などの問題を抱えております。そのような中で、旅客ターミナルブランディング事業の公募型プロポーザルが、8 月に予定されています。委員会としましても、当局の考えについて、質疑を行い、必要があれば、委員会としての見解を 9 月定例会において、所管事務調査報告という形で行いたいと考えております。つきましては、調査事件「観光の振興について」のうち、塩釜港旅客ターミナル施設を閉会中に審査したいと思いますが、ご異議はありませんでしょうか。（「異議なし」の声あり）

では、異議なしと認め、調査事件「観光の振興について」、そして、塩釜港旅客ターミナル施設を閉会中に調査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午前 11 時 58 分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今後の進め方につきましては、まず、先ほどご提案があったんですけれども、正副委員長に一任という形で進めていただくとし、本 6 月定例会の最終日までに当局に対して、議長を通して要求する資料の一覧を事務局まで提出いただくという形でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

では、異議なしと認め、今後の進め方については、さよう行うことといたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 0 時 00 分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次回の委員会日程については、8 月上旬に開催することを目標に正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、次回の委員会の日程については、正副委員長にご一任いただきますので、よろしく願いいたします。

以上で本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 0 時 01 分 閉会

塩竈市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会委員長 土 見 大 介